

(都道府県別) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関する Q&A Vol. 2
(令和7年5月9日)

○補助対象について

問1 訪問介護と定巡・夜間訪問だと「訪問介護員等」の細かな定義が異なるが、補助対象になるのは、それぞれの基準における「訪問介護員等」に限るのか。

(答)

- 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援と、登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援を除き、補助対象をそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限る必要はない。
- このため、特に研修体制の構築の支援など、ヘルパー資格を持たない事務職員を対象にすることもできるものの、まずはヘルパーを対象とするのが基本である。

問2 研修体制の構築の支援で、オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができますか。

(答)

- 交付要綱5(5)に定めるとおり、事業により取得した、価格が単価50万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしており、補助対象とすることは可能である。

○研修体制の構築の支援について

問3 誓約のみで概算払いを行うとあるが、申請にあたり誓約について書面等の提出により確認する必要があるか。

(答)

- 誓約に関する書類等の提出は不要。申請に当たって事業者の負担とならないよう配慮すること。

問4 誓約の内容について、職員の資質向上に必要な取組とはどのような取組を想定しているか。

(答)

- 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱に示しているとおり、
 - 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくり
 - スキルアップのための研修等の受講に要する費用

- ・ その他職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるものなど、実際の研修受講の予定などについて広く認めることが可能。

問5 実績報告の結果、申請時に誓約した内容を満たしていない場合、補助金は返還の対象となるか。

(答)

- 誓約内容と異なる内容であっても、資質向上に必要な取組を実施していることが確認できるのであれば返還の対象とはならない。ただし、実績報告書の提出がないなど、取組を行っていることが確認できない場合は返還の対象となる。

○小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援について

問6 前年度に1月でも訪問回数が概ね200回を下回っていれば、それ以外の月の訪問回数が概ね200回を超えていても事業の対象となるのか。また、訪問回数400回程度までを「概ね200回」に含むのか。

(答)

- いずれもお見込みの通り。前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が400回程度であれば、補助対象である小規模法人として認められる。